主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人江見盛秀の上告趣意は結局単なる訴訟法違反、被告人の上告趣意は、量刑不当の主張を出でないものであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 (第一審判決は被告人の自白の外にも証拠を挙示しており、これ等は被告人の自白を裏付け補強するに十分であり、結局同判示の犯罪事実は証明されている。) また記録を調べても同四二条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年五月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎